

北谷町における部活動の在り方に関する方針



令和2年1月15日

北谷町教育委員会

目 次

はじめに ～本方針策定の趣旨～	1
1 適切な運営のための体制整備	2
(1) 部活動の方針の策定と公表	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	3
(1) 適切な指導の実施	
(2) 部活動用指導手引等の活用	
3 適切な休養日等の設定	5
4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	5
(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置	
(2) 地域との連携等	
5 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し	6
終わりに	7

はじめに

～ 本方針策定の趣旨 ～

1学校の部活動は、これまでに、スポーツ活動や文化活動等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者（以下「部顧問」という。）等の指導の下、学校教育の一環として行われ、本町のスポーツ活動、文化活動等の振興を大きく支えてきた。

また、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ活動、文化活動等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的にも大きな意義を有するものである。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増加している。とりわけ、部活動においては、従前と同様の運営体制で維持していくことは難しい。

したがって、生徒が生涯にわたって豊かな生活を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズや学校、地域の実情に即した活動が行えるよう、速やかに、部活動の在り方に関し、学校、保護者、地域、教育委員会が連携して取り組む必要がある。

そこで、北谷町では、スポーツ庁が平成30年3月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁が平成30年12月に策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下2つを合わせ「国のガイドライン」という。）及び、これを受けて沖縄県が平成30年12月に策定した「運動部活動等の在り方に関する方針」、平成31年4月に策定した「文化部活動等の在り方に関する方針」（以下2つを合わせ「県方針」という。）に則り、「北谷町の部活動の在り方に関する方針」（以下「本方針」という。）を策定する。

本方針は、義務教育である中学校段階の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ活動、文化活動等の環境を構築するという観点に立ち、部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すものである。

また、小学校においても、同様にスポーツ活動や文化活動を実施している場合がある。この場合、少なくとも学校教育の一環として実施しているもの及び学校施設を使用する少年スポーツ団等の活動については、本方針の趣旨に則り、児童の発達の段階や教師の勤務負担軽減の観点を十分に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定して、効果的な指導の基、実施する必要がある。

町教育委員会は、本方針に基づく部活動の取組状況について、定期的にフォローアップを行うものとする。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定と公表

- ① 校長は、本方針に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- ② 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会、コンクール、地域の行事・催し等の日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会、コンクール、地域の行事・催し等の参加日程等）を作成し、校長に提出する。
- ③ 校長は、上記①、②の活動方針及び活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表するとともに生徒・保護者に周知する。
- ④ 町教育委員会は、上記①、②に関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員やコーチ等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の運動部・文化部を設置する。
- ② 町教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員やコーチ等の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員やコーチ等を積極的に学校に配置する。

なお、部活動指導員やコーチ等の活用に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、部顧問との連携、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の適切な対応、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し研修を行う。
- ③ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員やコーチ等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ④ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- ⑤ 町教育委員会は、部顧問、部活動指導員やコーチ等を対象とする指導に係る知識、実技及び技術の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- ⑥ 町教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策」（平成 29 年 12 月 26 日文部科学大臣決定）及び「学

校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）等を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

（1）適切な指導の実施

- ① 校長及び部顧問、部活動指導員やコーチ等は、部活動の実施に当たっては、国のガイドライン及び「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）に則り、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ② 指導に当たっては、生徒自らが意欲を持って取り組む姿勢となるよう、心理面を考慮した肯定的な指導、生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導等、指導者と生徒の信頼関係を前提とした指導を行うようにする。
- ③ 練習及び練習試合等の実施については、生徒の安全確保を最優先する。気候の変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。特に夏季の活動においては、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や気象庁が発表する情報等に十分留意する。気象庁の高温注意報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わないこと、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期を行うこととする。大会等への参加についても同様とする。
- ④ 運動部活動では、肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と、体罰等の許されない指導とをしっかりと区別して行うようにする。その際、「運動部活動での指導のガイドライン」にある「体罰等の許されない指導と考えられるものの例」等を踏まえた指導となるよう留意すること。また、文化部活動においても同様に留意すること。
- ⑤ 町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- ⑥ 運動部の顧問、部活動指導員やコーチ等は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向

上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

- ⑦ 文化部の顧問、部活動指導員やコーチ等は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引等の活用

部顧問、部活動指導員やコーチ等は、中央競技団体や関係団体が、合理的でかつ効率的・効果的な活動のため作成する指導手引（レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、部活動の指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）等を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

- (1) 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- ① 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設定。
 - ア 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。
 - イ 週末に大会、コンクール、地域の行事・催し等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
 - ウ 定期テスト前の一定期間及び学校閉庁日は休養日とする。
 - ② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、一定程度長期の休養期間（オフシーズン）を設定。
 - ③ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、活動時間とは、生徒の練習開始から練習終了までとする。
 - ④ 大会前等、校長の判断により、生徒の健康面に十分配慮した上で例外を認めることができる。
- (2) 校長は、1（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記（1）の基準を踏まえ、本方針に則り、休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。
- (3) なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、文化部共通、学校全体共通、町内共通の部活動休養日を設定することや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

- ① 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズやレベルに応じた活動を行うことができる運動部を設置するよう努める。

文化部についても、各学校の実態に応じて生徒の多様なニーズやレベルを踏まえた部を設置するよう努める。

- ② 町教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の部を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

- ① 町教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ及び文化等の活動の環境を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体、文化団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進める。
- ② 町教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ及び文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校の施設開放事業や社会教育施設等との連携を推進する。
- ③ 町教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育や、スポーツ及び文化等の活動環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

- (1) 町教育委員会は、学校の運動部や文化部が参加する大会、コンクール、地域の行事・催し等（以下「大会・コンクール等」という。）の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・コンクール等に参加することが、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会・コンクール等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部や文化部が参加する大会・コンクール等の数の上限の目安等を定める。
- (2) 町教育委員会が定める上記（1）の目安等は、主に、教員特殊業務手当（第3号関係）の支給対象となる大会・コンクール等への参加が、生徒や部顧問等の過度な負担とならない範囲内とする。
- (3) 校長は、上記（2）を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。

～～～ 終わりに ～～～

- 本方針は、生徒の視点に立った、学校の運動部活動及び文化部活動の改革に向けた具体の取組について示すものである。
- しかしながら、今後、少子化が進む中にあるのは、ジュニア期におけるスポーツや文化等の活動の環境整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。
- また、中学生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中にあるのは、学校外の様々な活動に参加することは、実生活や実社会の生きた文脈の中で様々な価値や自己の生き方について考えることができる貴重な経験となり、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待されとともに、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながるものである。
- 今後、学校における部活動が、社会のさまざまな変化にも対応しながら、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図りつつ、関係者が一体となり、地域や学校に応じた多様な形で最適に実施されていくことを望むものである。
- このため、町教育委員会は、本方針を踏まえた部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の部活動に代わりうる生徒のスポーツ及び文化活動の機会の確保・充実方策を検討する必要があると考える。